

全国社会福祉教育セミナー参加報告書

2008年全国社会福祉教育セミナー

テーマ「社会福祉専門職の職域拡大・待遇と社会福祉教育 　いかに危機をのりこえるか」

主催：(社)日本社会福祉教育学校連盟

(社)日本社会福祉士養成校協会

日本精神保健福祉士養成校協会

後援：文部科学省、厚生労働省、(社)日本介護福祉士養成施設協会、

ソーシャルケアサービス従事者研究協議会

期日：2008年11月8日(土)～11月9日(日)

場所：東海大学湘南キャンパス

北條蓮英

大塩まゆみ

小林明子

齋藤正一

隅広静子

日根野建

2008年12月

福井県立大学看護福祉学部

目 次

基調講演「学士課程教育への道 学校教育機関 を取り巻く環境と使命」	報告者：隅広静子	2
シンポジウム「社会福祉専門職の職域拡大・待 遇改善と社会福祉教育 いかに関機をのりこえ るか」	報告者：小林明子	4
第1分科会「社会福祉専門職員養成教育におけ る初年次教育の実践的課題」	報告者：齋藤正一	8
第2分科会「社会福祉相談援助演習の課題と展 望」	報告者：小林明子	10
第3分科会「社会福祉相談援助実習の課題と展 望」	報告者：隅広静子	12
第4分科会「大学院教育の現状と課題 大学院 調査報告と学位授与に関する課題」	報告者：大塩まゆみ	15
第8分科会「社会福祉教育における高大連結の 方向と課題」	報告者：北條蓮英	16
第9分科会「『スクール(学校)ソーシャルワ ーク課程(仮称)』設立に向けて 教育領域に おけるソーシャルワーカーの任用昇進をめざし て」	報告者：日根野建	18
特別企画 「社会福祉教育におけるコア・カリ キュラムの構想」(第2報)	報告者：隅広静子	20
特別企画 「大学(短大)評価の基準の概要と 評価の方法・成果について」	報告者：齋藤正一	22
特別企画 「中国におけるソーシャルワーカー の養成教育の現状と課題」	報告者：小林明子	23
特別企画 「日本と韓国におけるソーシャルワ ーク実践の展望と課題 日・韓ソーシャルワ ーカー・大学院生交流プログラム」	報告者：日根野建	26

本講演は、配付されたレジメと、パワーポイントによる説明で行われた。以下の報告では、講演の要旨を、主にレジメに基づきながら、パワーポイントによる説明部分も付け加えた。

1. 日本の高等教育を取り巻く環境

今、多くの大学では定員割れや補助金・交付金の削減等の困難に直面している。また急速なグローバル化に伴い、国際的にも、大学教育の質の保証が必要とされる。特に中国を始めとするアジア諸国から、21世紀半ばには大量の学卒者が輩出されることが予想される。そのような国内的・国際的な高等教育を取り巻く環境の中、2008年3月末に中央教育審議会大学分科会制度・教育部会の『学士課程教育の構築に向けて』（答申案）が出された。

2. 学士課程の質保証とは

同答申案では、学士課程教育を3段階に区分している。すなわち、学位の授与、教育課程、入学者選抜である。特に が学士課程の質保証に直結する。

3. 学士力の内容

答申案では、全ての学生に共通する学士力として、以下の4点を挙げている。

- (1) 知識・理解・・・ 多文化・異文化に関する知識の理解、 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解
- (2) 汎用的技能・・・ コミュニケーション・スキル、 数量的スキル、 情報リテラシー、 論理的思考、 問題解決力
- (3) 態度・志向性・・・ 自己管理能力、 チームワーク、 リーダーシップ、 倫理性、 市民としての社会的責任、 生涯学習力
- (4) 総合的な学習経験と創造的思考力

これまでの大学教育では(1)の(専門学部)知識・理解の習得に主眼がおかれ、(2)から(4)の能力はさほど重視されてこなかった。しかし世界に通用する学士力を持ち活躍する日本の「21世紀型市民」は、(1)から(4)の総合的能力をもつべきである。そのための学士課程には、従来の学部縦割りから学部横断的な教育課程が必要と考える。

4. 「学士力」育成に要求される教員の「教育力」とは

教員に求められる教育力は、教員の持つ専門知識に加えて、その知識を付与する仕掛けとしての学生との「対話力」であり、対話を中心とした「クラスマネジメント力」である。さらに、それらが日英両語でされるならば、グローバル化の中でリーダーシップを発揮する「21世紀型市民」としての日本人の育成という目的にも直結する。

5. 「学士力」育成に要求される大学の「教育力」とは

教員の「教育力」と同時にさらに重要なのが大学の「教育力」である。即ちどのようなカリキュラムを用意するかである。その際重要なのが一般教育の位置づけである。答申案にうたう学士力、特に(2)から(4)の力を養成するためには、一般教育を大学教育の中心にすえなければならない。そこでは、多くのテーマを巡って知識を深めると同時に課題発見や問題解決などの能力涵養を志向する。それには対話形式のクラスマネジメントが最適である。従って、テーマ思考的な一般教育と知識中心的な専門教育を、どのように合体させて構造化するかが問題となる。この場合の専門教育とは、一般教育の充実を受けて専門基礎教育的なものへと変わらざるを得ない。本格的な専門教育は大学院に委譲すること

になる。

6. 学士課程教育の類型イメージ

一般教育と専門教育の統合的な組み合わせとして、以下の4つの型が考えられる。

A 一般教育・専門教育区分型

学士課程の前半では一般教育を中心にし、後半では専門教育に傾注する。

B 一般教育・専門教育混合型

学士課程全般にわたって一般教育と専門教育を混在させる。

C 一般教育・専門教育平行型

一般教育と専門教育を独立に並立させる。

D 三段重ね型

学士課程前半に一般教育、中盤に専門教育、終盤で両方の統合を行う。

7. 21世紀のアメリカにおける教育

アメリカの21世紀の市民教育は、全人的教育(Whole Person Education)であり自発的学び手(Intentional Learner)の養成である。単なる座学ではなく、全人的な教育であり行動と生活力に結びつくものである。効率経済・均一成長主義の20世紀が求めた人間像と教育を、「同一水準・規格」的人間と「少品種・多量生産」的教育であったとすると、21世紀が求める人間像は、「多様性・個性」的人間であり、そこで求められる教育は「多品種・少量生産」的教育である。アメリカにはハーバード大学のような総合大学とは別にリベラルアーツ大学が多くあるが、21世紀の教育の大原則は、リベラルアーツの教育であり、自発的学び手としての育成である。ここでは、学び方を習得し、学びのテーマを学生自身が選択することとなる。

リベラルアーツ教育のポイントは、以下の通りである。

自由を保障する。

個をもった複数の参加者。

Critical Thinking(精査・吟味する思考)。

新しい結論を受け入れる(寛容さ)。

広いテーマで開始。

対話の続行・テーマの深化。

8. 教員の役割

以下の7点が指摘された。

授業は肉体労働である。動くこと。

机・椅子は移動可能なタイプ(タブレット型)がよい。

教師の花道をつくる(教室の真ん中)。

授業では前回の授業での不明な点を積み残ししない(コメントシートの活用)。

TAの活用。

教員は講義で授業を独占してはいけない(グループディスカッション、ディスカッションリーダーの支援)。

授業工程表としてのシラバスの充実(予習のために、参考文献は事前に提示)。

9. 国際基督教大学(ICU)の試み

ICUは2008年度から、従来的人文科学、社会科学、自然科学を網羅した教養学部1学部のみへ変更した。入学生は全員教養学部へ入学し、31の専修分野(メジャーと呼ぶ)の中から自由に学ぶ。そして3年次に、各自のメジャーを決定し、それに関する卒論を書いて卒業する。大学教育で重要なことは、STUDENT SERVICE STUDENT

SATISFACTION STUDENT SUCCESS であるとする。今は「待ったなし」の状況である。今、改革に乗り出すか否かで、15 - 20 年後には大きな差が出ると考える。

10. 感想

私はここ数年、グループでの対話・ディスカッションを重視した教育と、それを通して学生各自がそれぞれの学びや課題を発見し、探究し続ける教育の方法に関心を抱いてきたので、本講演には非常に共鳴することが多かった。改めて、「学士力 = f(教育力)」という指摘、「あなたの教育力は『21 世紀型市民』を育成するに十分か」という問いかけが心に響いた。来年度から新カリキュラムが開始するが、改めて、本学科の教育内容・方法に関する検討を重ねる必要があると感じた。

1. コーディネーターとシンポジスト、コメンテーター

シンポジウムは、ル・テル学院大学学長の市川一宏氏をコーディネーターに、3名のシンポジスト（諏訪徹氏：厚生労働省 社会・援護局総務課社会福祉専門官、藤井賢一郎氏：日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科教授、武井敏氏：社会福祉法人聖隷福祉事業団常務理事）と3名のコメンテーター（大橋謙策氏：日本社会福祉教育学校連盟会長・日本社会事業大学学長、白澤政和氏：日本社会福祉士養成校協会会長・大阪市立大学大学院、谷中輝雄氏：日本精神保健福祉士養成校協会会長・仙台白百合女子大学）をお迎えして約2時間展開された。

2. シンポジストの発表内容は以下の通りである。

(1) 諏訪徹氏（厚生労働省 社会・援護局総務課社会福祉専門官）：

第一に、社会福祉専門職の危機について示した。福祉人材の需給動向は、福祉労働市場の拡大：高齢（157万人）障害（31万人）児童（58万人）、我が国の高齢者人口は2030年50年にピークを迎え、地域別後期高齢者が都市部を中心に増大するものの生産年齢人口が減少する。

第二に、社会福祉士職域について示した。社会福祉士登録者数は、110923人（2008年9月現在）である。2008年3月現在の社会福祉士資格取得者の就労状況は、日本社会福祉士会会員のみ25657人を対象とした調査において、施設（39%）、社協（13%）、

行政機関（12%）、医療機関（11%）、独立型社会福祉士事務所（2%）、その他（25%）、一方、相談援助職員に占める社会福祉士取得者の割合は、高齢者関連で17.3%、障害者・児童関連では5-6%、福祉事務所では3.2%となっている。

第三に、地域を基盤とした相談援助体制等の整備の動向について示した。地域包括センター、障害者相談支援事業、精神障害者の退院支援に関わる地域体制整備コーディネーター、発達障害者支援の地域支援体制、生活保護受給者に対する自立支援の推進、ホームレス施策、スクールソーシャルワーカー活用事業、地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協議による新しい福祉、ひきこもり支援コーディネーター。このように、地域を基盤にした新たな相談支援事業へのSWやPSWの配置基準を位置づけることで、職域拡大が見込まれる。今後の課題として、少人数の職場における継続教育をいかに作るか。職能団体によるキャリアアップをいかに行うかが重要になる。

(2) 藤井賢一郎氏（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科）：

「社会福祉専門職の戦略」をテーマに、社会福祉の「専門性」と「資格」の時代における戦略として、キャリア開発の必要性を提起した。サービスの質と専門性は、待遇改善に相関関係有り。また、独立志向 組織志向 高等教育化。社会変化（少子化時代、ソフト社会における高いスキル、日本型雇用：ジェネラリスト社会）への認識を必要あり。このような傾向は、専門看護師（癌・小児・高齢者など）、認定看護師（皮膚・感染症など）、認定看護管理者などの新たな制度を作ってきた看護師の20年の経験からも学べる。社会福祉士のキャリア開発を行うことで、専門職の資質の向上を行い、それがサービスの向上につながれば、専門職の処遇改善となり、これらは相互に関連しあつ

ている。(ケアワーカーに従事する社会福祉士のキャリア/認定ソーシャルワーカー/アドバンスト・ソーシャルワーカー)

(3) 武井敏氏(社会福祉法人聖隷福祉事業団常務理事):

「社会福祉専門職の職域拡大・待遇改善と社会福祉教育」 福祉サービス経営者の立場から

第一に、福祉サービスの人材不足と待遇について:人材不足はなぜ強調されるのか?福祉職場の待遇は本当に悪いのか?と投げかけた。また、離職防止こそが必要であり、職員の働くことへのモチベーション「働きがい」を高めるには、総合的な人材対策、特に育成が重要。

第二に、職域拡大と専門性の関係性について:専門性を高めることは、職域を狭める方向に働く。社会的に未分化の職種は、まず当事者自身がスタンスを幅広く持ち、周囲の専門職とともに、専門領域を作りあげていく必要がある。

第三に、学生が望む就職先は本人や日本の将来に有益か?と投げかけた。看護学生の例では、37%は自治体、20%は訪問看護を希望し、学生の職業選択の条件は、収入・勤務時間・看護内容であり、一方、教員が重視するのは、研修体制・社会的評価・卒業生の数であり、ずれが生じている。社会福祉士は何ができるかできないか。プロフェSSIONナル、スペシャリストとは、1人でもできる資質をもっていること。医師や看護師は、業務独占であることが背景にあるが、SWは、専門職論議中の段階である。SWは異質な集団といかにつながるのが、まずは重要である。

3. コメンテーターのコメントと討論

(1) 大橋謙策氏(日本社会福祉教育学校連盟会長・日本社会事業大学学長):

何が危機なのかが不明確である。福祉職を介護人材とSWを分けて考えれば、SWはそれほど危機的ではない。地域を基盤といっても、主に施設で考えたとき、SWとケアワーカーを分けた上で、相互の関係や連携を考えるべきである。また、今日の地方分権化の時代に、SWに関わる研修は、都道府県が主体で行われているが、足元の市町村はどうあるべきか。また、市町村にいかんやる気を起こさせるのが重要であるとコメントした。

(2) 白澤政和氏(日本社会福祉士養成校協会会長・大阪市立大学大学院):

どうすれば、SWの職域拡大ができるのかについては、新たに拡大をするのかまたは現状を拡大するのかと問いかけた。そして、国は、司法・教育・労働、地方自治体はSWを採用するように雇用団体への働きかけを行うことを提案した。一方、SWの社会的承認とはなにか?誰から得るのか?という提起もされた。国や自治体は、国家資格、地域包括という立場で社会的承認を与え、今後の社会福祉資格のキャリアパスは専門SWの育成であると助言した。

(3) 谷中輝雄氏(日本精神保健福祉士養成校協会会長・仙台白百合女子大学)

自立支援法への評価として、SW・PSW資格制度に見合った能力的な職場として、地域支援センターにPSWが必置性だったものが、自立支援法下で弱められた。自立支援協議会を中心に地域のネットワーク・社会資源を作った場合、専門家はどこに配置するのが疑問である。地域の再生としての専門家の配置は人口規模によるべきである。また、自立支援法では脱施設化という方向だが、地域に出す力、地域が受け入れる力が弱いので、地域にネットワークを作っても機能しない可能性がある。(50床に1人程度SWがいないと脱施設化はできない。)市町村の相談窓口にはSW・PSW配置すべきで、

そうすることで、ひきこもりなどへの対応も地域で可能である。SWの基本は大学教育で行い、その後は専門性を積み上げ、社会的ニーズに対応できる力量をもつ必要があり、卒後教育が重要である（大学 大学院へ）。今後、施設から地域への移行にあたり、SWの役割はますます大きくなる。

4. その後の助言

諏訪氏は、地域移行を睨んで、地域（市町村）を基盤にした統計が重要で、SWは、地域の新たな課題をみつけ、専門職種間のネットワークに問題を共有してゆく必要があると述べた。

藤井氏は、SWを作りすぎた（11万+毎年2万人）ので、業務独占として、社会的地位を築くのは難しいので、公務員にSWを配置するなどが望ましいのではと提起した。武井氏は、福祉の減は全体で人材不足し、そこに人が供給されていないことが問題であると指摘した。

2日目午前第1分科会は「社会福祉専門職員養成教育における初年次教育の実践的課題」というテーマで行われた。コーディネータ・司会は武田加代子（天理大学）と坪井真（長野大学）の両氏である。最初にコーディネーターが、近年の高等教育一般における教育の状況と、日本の社会福祉教育の実情について概括し、今回は「基礎ゼミ（基礎演習）の持ち方」に的を絞って討議するという方針で了承された。最初に初年次教育に関する学生アンケート調査報告、次いで3名のプレゼンターによる報告の後、全体討論を行った。以下、各プレゼンテーションの概要、全体討論における発言、最後に出席者としての意見を順に記す。

山内匡将氏（名古屋学院大学）による「初年次学生の意識調査から」と題した調査報告。日本社会福祉教育学会関東（東京）ブロックによる初年次教育開発に向けたプロジェクトの一環として全国の福祉系大学に対するが連携して2007年度に始まった初年次学生に対するアンケート調査であるが、2年目の今年は参加校が増え、全国20校の4年制大学の社会福祉課程学生1403人から解答を得た集計の結果である。入試形態では推薦が約半数、一般入試でも極めて「広い門」となっていること。志望動機として福祉に関心をもつ者と持たない者との2極分化が進み、学習に関して「漠然とした不安を抱えがなら、積極的に学ぶという努力をしない」という学生像が窺われるとの分析結果である。

丸山晃氏（十文字学園女子大学）による「本学での基礎ゼミのあり方」。4年制大学で60名という規模の社会福祉教育課程での1年次の基礎演習である。前期が15名4クラス、後期が30名2クラスで行い、前期を大学での基礎的学習技術の習得、後期を社会福祉専門教育導入にあてている。教員は主担・副担各1名で必ず男女のペアとするよう配慮していることなどが報告された。

村山くみ氏（松本短期大学）による「社会福祉への導入教育へのあり方」。導入から専門までの教育期間がさらに短く、カリキュラムがタイトな短期大学ではあるが、1年次前期に社会福祉基礎演習・としてゼミ形式の導入教育を行っている。シラバスが提示されたが、主な内容はライフプラン、学習プランなど、個人の生活と以後の学習への心構えや計画作成を意識したものである。

山田裕子氏（同志社大学）による「基礎ゼミのあり方」、当初プログラムとは順序を変えて最後に提示された。1年次前後期に社会福祉実習・（ソーシャルワークリテラシー）ファーストイヤーセミナー・（アカデミックリテラシー）と称して各々、全体クラスと7-8個の小クラス（16-18名）を交代で行っている。担当者は各々7-8名、うち常勤は2-3名で、非常勤や施設などの学外関係者が多い。内容は極めて濃密で行き届いたものであるが、それだけ教育サイドの負担が過重であるということも報告された。

全体討論では以下のような意見や質問が出されたが、次々に新たな問題点が指摘されたため、対策等に関するところまで討論を熟成する余裕はなかった。

- ・学生を（社会福祉実践上の）クライアントとして捉えてはどうか。
- ・集団指導としてのゼミと個別指導との関係、その体制や実際はどうしている？
- ・ドロップアウト（傾向）の学生は増えつつある。どう支援すべきか。
- ・他学年との交流を活用できないか？
- ・担任制の活用は？
- ・大学（立地、規模、4大・短大等）により事情は随分違う。

- ・教員の力量の差はたしかに存在するが、若手だけではなくベテランも手を焼いている。
- ・担当教員も単独では危ない。
- ・過去の教育指導の手法が通じなくなった。
- ・最近、複数の大学から学級崩壊が見られるという情報がある（「ウチでもあった」と）。

最後に、参加者として意見を記す。本学科では来（2009）年度から1年次配当であった基礎演習を廃止することとした。1年次の基礎演習は教育サイドの負担の割に効果が見えないという理由による。しかし今回の分科会での報告を聴く限り、一般には1年次の基礎演習を重視して充実する方向にある。本分科会に出席した教育機関は、おそらく1年次の基礎演習に積極的な施設であったと推察されたので、議論に一石を投じる意味で、本学科の方針を紹介しようとしたが、時間に余裕がなく許されなかったのは残念であった。ただ、全体討論でも教育負担が過重であるという議論があったように、「そこまでしなければならぬのか？」という疑問があることは雰囲気から感じられた。調査報告の内容や分科会での発言は、主として伝統がある規模の大きい私立大学に顕在する問題であったため、今回の議論を本学科にそのまま適用するのは早計であろう。ただ、学生の将来に影響する重要な問題であることは間違いない。今後も注意深い観察と検討が必要という認識を深めた。

以上。

コーディネーター：石川久展氏（関西学院大学）

シンポジスト：蔵野ともみ氏（大妻女子大学） 滝口真氏（西九州大学）

川上英一郎氏（社会福祉協議会 中央福祉学院）

概要：最初に、石川氏より、今回のカリキュラム改正のポイントが説明され、次に蔵野氏より、「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」報告書の一部が説明された。その後、西九州大学の滝口氏より、演習授業計画モデル案としてシラバスが提示され、それを受けて参加者の意見交換が行われた。

石川氏よりカリキュラム改正のポイントについての発表： 時間数の増加（120 時間 150 時間）及び 30 時間は実習後に実施 / 教員の規定要件の変更 / 1 クラスの人数は 20 人以下 / 地域を基盤にした地域福祉や包括的援助 / 新たな課題（ホームレス・低所得者・更生保護など） / 名前の変更：援助技術演習 相談援助演習 / 演習形態は知識を実践化する方向： 教員研修の実施：9 日間で 1 回目は 240 人定員、既に募集済である。

蔵野氏は、2008 年 3 月に出された報告書「社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業」の一部を説明した。ソーシャルワークの枠組みを 4 軸（ミクロからマクロまでの実態、概念・理論、方法論、ニーズ領域）で捉えた。この 4 軸の配置図を参照すればソーシャルワークの構成要素の配置が明確になり、実践領域ではこれらが具体的に連鎖して援助が展開されることを説明した。軸と軸との連鎖に焦点を当てることで、問題現象や理論や方法の学習内容や習得技術が選定でき、ソーシャルワークの概念、理論、意義、理念・原則、援助構造、計画と評価、援助過程、援助効果について理解できる。そこで、「社会福祉援助技術演習」の枠組みは、社会福祉士養成カリキュラムにおける理論を学ぶ講義科目と実習科目が理論と演習と実習が連続性を持つように、総合的、包括的学習の狙いを持つように、関連づけられるよう学年配当を考える。

滝口氏：相談援助演習の現状と課題と題して、援助技術演習を担当している教員と作り上げ、現在実施しているシラバスを紹介し、現状と課題について述べた。：現状： 150 時間を 30 時間（2 単位：半期）で 5 回で構成（1 年生前期、2 年生前期・後期、3 年生前期・後期） 1 年生から 2 年生の前期にかけて、基本的なコミュニケーションの習得と自己覚知をねらいとし、心理学・ケア学関連教員との連携、 2 年生後期から 3 年生全般における相談援助実習指導の前後では、指定科目のシラバスを横断的に学習する、

実習との連携を重視し、実習前後の学習内容と相談援助実習で指定されるカリキュラムとの整合性を図り、相乗効果を狙う、 大学に設置されている障害者のデイサービスセンターでの体験実習を行う、 リハビリテーション学部との連携した「地域福祉連携実習」において、病院、リハビリテーション施設、地域包括支援センターなど保健・福祉・医療分野への総合的理論・演習と実習の強化：課題： 教員の授業時間数の増大、 教員間の調整と授業内容の質的担保：6 クラス制で各教員が担当+非常勤 4 人（ホームレス・犯罪支援・グループホームなど）

川上氏：「一般養成施設通信課程における同断援助演習案」と題して、旧カリキュラムと

新カリキュラムを比較して説明した。通信課程では、教材による学習時間は 324 時間から 405 時間に 79 時間増え、面接授業による学習時間は 12 時間から 45 時間に 33 時間増えた。

1. 分科会の概略

第3分科会は、米本秀仁氏（北星学園大学）をコーディネーターとして、以下の6報告を中心に進められた。尚、各報告の前に、コーディネーターより、今回の報告にいたる経緯、特に社養協実習部会をめぐる近況報告が行われた。その後、6報告があり、簡単な質疑応答を経た後、同報告内容に関する賛同が本分科会の大多数の参加者から得られたことをもって、同報告内容を今後の実習教育のスタンダードとして各養成校に求めていく意向が、コーディネーターより述べられた。6報告のテーマは以下の通りである。

- ・ 報告1 日本社会福祉士会編『社会福祉士実習指導者テキスト』（既刊）の構成
熊坂 聡（山形短期大学）
- ・ 報告2 実習指導概論の構成
米本秀仁（北星学園大学）
- ・ 報告3 実習指導方法論 【実習教育マネジメント】の構成
潮谷恵美（久留米大学）
- ・ 報告4 指導方法論 【実習教育プログラミング】の構成
川上富雄（川崎医療福祉大学）
- ・ 報告5 実習指導方法論 【実習教育スーパービジョン】の構成
米本秀仁（北星学園大学）
- ・ 報告6 実習指導方法論 【実習評価】の構成 添田正輝（日本社会事業大学）
（尚、報告2 - 6は、近刊予定の社養協編『社会福祉士実習担当教員講習会テキスト（仮）』の構成である。）

2. 実習部会をめぐる近況

- ・ 社養協では、これまで社会福祉援助技術現場実習のあり方について検討を重ねてきた。そして同協会・実習教育部会の検討課題として、以下の6点がまとめられた。

実習を明確な目標をもった教育活動として捉え、それに志向する実習教育体制を構築すること。

この実習教育体制は、当協会組織としてのスタンダード（実習の質の担保と標準化）を意味するものであることを確認し、それに相応しいものとすることによって、養成ルート間、学校間の格差を是正すること。

実習教育体制は、教育の道筋を踏襲し、そして実習前、中、後の一貫性を保持するものであること。

実習を土台の一つとした社会福祉専門職養成教育は、到達時の成果において社会福祉士（ソーシャルワーカー）としての専門的役割を遂行できる実践力を有する水準を目指すこと。

この教育体制の要の一つとして、実習指導担当教員のスーパービジョン能力を高める事が必要であること。

これらの課題に答えようとするために参考にすべき材料が無いというわけではなく、これまでの種々の機会に公表されてきた他団体・組織の諸資料を参考にすること。

- ・ そこで実習部会では、4つのワーキンググループを組織し、調査・協議してきた。

- ・ その結果、以下の 4 点にまとめられる結論に達した。
 - 実習は明確な目的をもち、その実現・獲得を志向したものであることの認識。そこで、社会福祉士及び介護福祉士法下の新カリキュラム・シラバスで要求される実習の目標を取り込みつつ、更に細分化し、それを実習指導プログラムに反映させるガイドラインを作成した(資料 1)。またその獲得状況を評価する評価表及び評価基準作成を検討する。
 - 実習生も含んだ実習関係 3 者相互の努力義務を明示した「実習委託契約」のモデルを作成した。
 - 相談援助実習はソーシャルワーク実習である。
 - このようなスタンダードをもった実習教育のシステム化は、実習関係 3 者の「質の担保と標準化」を保証し、さらにそれはソーシャルワーク実践の対象者である利用者(クライアント)の利益を保証することになる。
 - ・ 以上のような検討・結論の総まとめとして、実習指導者、及び実習担当教員の研修テキストを編集した。
3. 報告 1 の概要
- ・ すでに開始されている実習指導者研修のテキスト『社会福祉士実習指導者テキスト』に関する概要が説明された。省略。
4. 報告 2 の概要
- ・ 実習指導概論の構成・概要が説明された。その中で、実習担当教員の基本能力として、実習教育マネジメント能力、実習教育プログラミング能力、実習教育スーパービジョン能力、社会福祉士(ソーシャルワーカー)像伝達能力の 4 つの基本能力が必要であると指摘された。
5. 報告 3 の概要
- ・ 実習教育は複数の担当者で行うため、マネジメントが必要である。その実習教育マネジメントに活用する文書として、「相談援助実習委託契約(協定)書(例示)」と「相談援助実習教育と指導に関する合意書(例示)」が提示された。
6. 報告 4 の概要
- ・ まず、分科会参加者に対して、平成 20 年 3 月の文科省・厚労省局長通知に示された「相談援助実習の内容」を実習先に伝え、今後の実習内容・実習プログラムに関する協議を各校で開始しているかとの問いかけがあった。
 - ・ 実習事後指導について、それは現場実習で得る特殊具体的な学び(specific な学び)を、ソーシャルワークの学び(generic な学び)に変えていく重要な機会・場として重視する必要性が指摘された。
 - ・ また、養成校の責任において、学生を実習に行かせない決断も必要であるとの指摘がされた。そのための「実習前評価システム」が提示され、その構成内容として、履修要件、出席状況、授業態度、提出物管理、身体・精神状況の把握と配慮、定期的な知識試験の 6 点が紹介された。
7. 報告 5 の概要
- ・ 実習スーパービジョンの基本は、実習課題が対象ではなく、実習課題を抱え、それを達成しようとする実習生に焦点をあてること。また配属実習終了後にこそ、スーパービジョンが重要であることが指摘された。
8. 報告 6 の概要
- ・ 実習は、明確な目標をもち、その実現・獲得を志向したものであるとの認識に立

ち、その獲得状況を評価するための評価表及び評価基準を作成し、「社会福祉士実習評価表(案)」が提示された。

9. 感想

今回の法改正は、社会福祉士(ソーシャルワーカー)の実践力の向上が目的と言っても過言ではない。それをめぐってここ数年社養協を中心に検討が重ねられてきたことを改めて実感した。今後、本学においても、社養協作成の「相談援助実習指導ガイドライン」等を実習担当教員は勿論のこと、実習先の実習指導者とも一緒に吟味しながら、シラバス作成、実習プログラム作成を行う必要があると考える。

尚、今回の全報告を通して、実習教育を、一定の明確で(固定された)目標をもつ教育活動であるとの認識と合意形成が進められたと感じている。私自身も、実習教育をそのように理解・認識することを全く否定するわけではないが、しかし、実習を通して、学生各自が自主的に、多様な問題・課題を発見し、追求する姿勢・態度・能力も重視したいと考えている。そのためにも本学の実習目標・課題の再検討、そのために必要とされる実習指導(事前、及び事後指導)の内容と方法、実習指導者との連携等について改めて検討する必要性を感じた。

別添資料NO2

1. 「大学院教育現状把握のための調査」に関する報告：

大友信勝氏（大学院教育検討委員会委員長・龍谷大学）

調査対象：学校連盟に加盟し大学院を設置している 91 大学

調査方法：郵送配布・回収

回収率：90.1%（82 校）

修士課程のうち 5 校が通信制、50 校に博士後期課程あり（うち 1 校は通信制）

調査結果：約 100 頁の報告書による説明なので要点のみ下記に記録

- ・大学院は経営上メリットがあるわけではなく、人事権も学部であり、学部中心で運営され、大学院はオマケのような大学がほとんど。
- ・大半の大学で定員割れ。定員 5 割以下の大学もあり、約 2 割強が深刻な定員割れ。
- ・特に東日本・首都圏で定員割れが多い。
- ・医療福祉系の大学院では、修士定員が多く(最大 90 名)、教員に医師が多く、医療系の在籍者の看護や自然科学系の論文で学位を与えているが、それでいいのか？

2. 日本社会福祉教育学校連盟大学院加盟審査基準の検討資料：**別紙添付 意見募集**

太田義弘氏（関西福祉科学大学大学院）

- ・大学院の地域社会への社会的責任を果たすために、各教員は襟を正すべき。
- ・専攻や教員組織、専任教員の資質と適合性についての審査が必要。
- ・社会福祉学の高等教育としての機能・社会的役割を果たしているか？
- ・他学部出身学生（修士課程や博士課程で初めて社会福祉を学ぶ人）の基礎教育をどうするか？ 放っておくと、社会福祉学研究とは似ても似つかない論文が提出される。
- ・大学院加盟審査基準は、文科省から学校連盟にゆだねられ検討している。今回、この分科会で検討し、出た意見を理事会に伝えて議論し、総会で検討し承認を得る予定。

3. その他のコメンテーター・コーディネーターとフロア発言の要旨

- ・OECD の高等教育組織経営プログラムでは、教員組織やカリキュラム等が、いかにアカデミックかという観点で大学院が評価される。質向上には、人事政策や採用した教員のインナー教育や自己開発力（自分自身を向上させる力の増強）が求められる。
- ・博士課程に編入できる大学院では、社会福祉の高等専門教育としての質が問われる。
- ・伝統的な社会福祉教育だけで良質な学生を集められ、大学が生き残れるのか？
- ・韓国では梨花女子大等の名門校が、学部に学生が集まらないので、学部を廃止し、専門職大学院を創っている。
- ・日本の法科大学院では教員の研究実績についての審査が厳しく、院生に資格取得のための特訓をしているような大学は評価が低い。
- ・院生の定員 90 名や 60 名というような大学院に対して、学校連盟加盟基準の教員組織として、教員は最低 3 名でいいのか？
- ・当方（発言者の大学院）では、修士論文を 5 名の教員が審査しているので、審査基準では社会福祉学専門教員が 3 名でいいのか？

別添資料NO3

コーディネーター 田村真広氏（日本社会事業大学）
 大学からの報告 中野伸彦氏（長崎ウエスレヤン大学）、原田正樹氏（日本福祉大学）
 高校からの報告 辻本智加子氏（大阪市立淀商業高校 福祉ボランティア科）
 コンテナー 矢幅清司氏（文科省調査官）

1) 趣旨説明

ア) 高校における福祉教育の拡がり

「福祉」教科（「介護福祉士」受験可能、介護員養成研修、福祉科目）の開設（単純計）は全国高校の（max）5校に1校弱が設置 相当数の高校生が福祉教育を体験。

イ) 高校と大学とはとかく需要と供給の関係にとらえられがちだが、高校と大学での福祉教育が相互に影響し合う。また認証評価基準に採用。

ウ) 今回は、高校福祉科卒業生に焦点化。取り組み事例の報告と情報交換、議論を。

2) 長崎ウエスレヤン大学の取り組み

ア) 高大連携（連結）の2つの企画の紹介

)「高校生福祉フォーラム（高校生のための福祉の集い）」

県内高校生の福祉体験スピーチコンテスト（弁論大会）。地方（諫早市）の小規模短大（当時）が98年度より開始。県社協との連携。郵便局（財源調達）、および他大学をまきこむ（審査委員）。第10回記念大会は「歴代入賞者は今」をテーマにその後の進路を発表（精神、保育士、看護師、中学教員、介護士、看護学校進学）。発表が契機でキャリア支援。

)「九州福祉系高校教員研究セミナー」

上記フォーラム、福祉系高校ヒアリング等を通じて「福祉指導法がわからない」「教材づくり」のニーズ。2004年度より年1回の研究集会。教員の組織化や研修会の必要性。主催団体「長崎福祉教育研究会」発足。研究会は高校教員15名で構成。昨年度高校・大学各2名の授業実践報告、指導法、教材開発の相互研修。

イ) 課題

福祉系高校数の変動、参加校の低迷減少。資格法改正と介護現場の動向に伴う撤退現象。福祉系校長会の動向と連携活動。都道府県教委の理解と支援。福祉科教員の採用動向。

3) 日本福祉大学の取り組み

ア)「福祉教育研究フォーラム」

福祉系高校との高大連携事業。中部圏の福祉系高校（介護福祉士養成教育高校、介護員等資格養成高校、教科福祉を教育する高校）の教員対象および全国の介護福祉士養成課程高校にも案内。40高校の教員62名、大学教員33名参加。

日本福祉大学の予算（30万円）対応。だが1大学でやるよりも主催団体は学校連盟が望ましいのでは。分科会のテーマは高校生の声を聞いて決定。

イ) 福祉科（総合学科は含まず）卒業生の大学進学者の成績（GPA = Grade Point Average、5.0が最高）日福大の2006年、2007年の成績GPAから。

ア) 2006年（803名）平均3.96、福祉科卒（ 、18名）4.06

2007年（816名） 4.02、同上 （9名）4.12

イ) 国試合格率は、全学平均60%、福祉科卒生は12/18名～7/9名（7～8割）

ウ) 初年次教育が大事。1 年時からゼミ、社会福祉概論を配当。福祉科の学生は協調性がある、コミュニケーション能力に長けている。これは高校での実習体験のせいかもしれない。大学の1 年次、とくに一般教育(教養科目)がつまらないという。しかし、3~4 年次になって大学にきて良かったと実感している。

個別指導が大事。1 つのことを7 年間続けることは研究者でも大変。モチベーションをいかに維持していくか。

4) 大阪市立淀商業高校からの報告

ア) 平成8 年度より課題研究で「福祉研究」が開講(阪神大震災で西淀川区にある本校も被害。福祉やボランティア活動に生徒の関心が高まり福祉を勉強したいとの声に対応)。平成15 年度福祉ボランティア科設置(名称は私学側の圧力あり)。

イ) 教育の重点として、生活習慣を教える。敬語をしっかりと使えること等。

ウ) 進路状況(平成20 年3 月卒業生累計103 名)

) 介護福祉士は33 名、100%の合格。ヘルパー3 級、同2 級は全員合格。

) 平成19 年度3 期生(34 名)の進路。福祉系就職11 名、福祉系大学・短大9 名、福祉系専門学校8 名、その他進学2 名、その他就職4 名。

エ) 地域に根ざした福祉教育の実践(3 年の夏休みに地域の小学校を対象に福祉と一緒に学ぶ体験学習。生徒の自主企画)

オ) 高大連携

) 大学、専門学校の先生による特別授業

) 進路を考える機会として大学等の学校訪問(福祉系[例、大阪市大、同志社大])、短大(幼児教育系) 専門学校(医療・看護系) 模擬授業体験

) 現在、点と点の高大連携だが、7 年間福祉を学ぶ生徒・学生を育てるという長期的視野に立った高大連携の必要性

5) 文科省調査官 矢幅清司氏のコメント

ア) 教科「福祉」設置状況(平成20 年度)

介護福祉士国家試験受験可能校214 校、介護員養成研修事業515 校、教科「福祉」科目実施校209 校、単純計938 校、全高校数5,052 校の18.6%。19 年度の6.5%減。

イ) 公立高校の「福祉」教員の採用試験で合格者数35 名(平成20 年度)。倍率は7.5 倍で高校全体平均よりは低い。採用率は高い。

ウ) 18 歳人口は平成4 年ピーク205 万人に平成20 年124 万人へと80 万人減。10 年後は118 万人へ。6 万人の減。減少率は1/13 に縮減。環境変化。

エ) 学びを7 年間どう継続させるか。「こいこい」ではなく「このような人間形成をしたい」を大学は明示すべき。

オ) 福祉のマイナスイメージに対し正しい情報発信しイメージアップが社会的責務。とくに、高校生、小中生に広げていくこと。

6) フロアからの意見等

ア) 高大連携をそれぞれの立場から発言し、なぜ必要かの議論必要。一方で学士教育を考えよといわれている。連携はイメージとしては必要だが、現実には高校までのことを考えられないのが実情。

イ) 8 分科会の存在意義の明確化、1 分科会(初年度教育)との違い。

エ) 高大連結を充実させ市民につなげていくこと。ブロック毎に事例報告研究会の提起。

7) 感想。「広(高)大な平野を走る連結しない電車の如し」

平成 21 年度より日本社会福祉士養成校協会(以下、社養協)は、スクール(学校)ソーシャルワーカー養成認定事業を開始する。これは、本年度に始動した文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業を見すえ、社会福祉士の職域拡大や質的確保をねらって準備する認証制度である。社養協では、本年3月に委員会を設置し、報告書「スクール(学校)ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究」をこの8月に取りまとめた。これを受けて具体化したのが、スクール(学校)ソーシャルワーカー養成認定事業(以下、養成認定事業)である。

第3分科会では、この養成認定事業の展開に向けて、上述の委員会の主要なメンバーが報告書の内容に即してスクールソーシャルワーク(以下、SSW)に関する発表を行った。

[報告概要]

1. 山下英三郎氏(日本社会事業大学、日本SSW協会会長)

SSWを必要とする背景として、学校における児童問題の多発、これへの諸種の対策の限界がある。またSSWを必要とする根拠は、児童生徒の環境への視点、また関係機関等の仲介・調整が学校で必要になったことである。主に心理学を基盤とするスクールカウンセラー(以下、SC)に加えて、社会福祉学を基盤とするSSWの投入が決まった。

スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨(文部科学省)では、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動」に対し、「環境に着目して働き掛け」「関係機関等との連携」をはかり解決する人材として、「社会福祉等の専門的な知識や技術を有する」存在が必要だとしている。

2. 山野則子氏(大阪府立大学)

SSWの活動は、ミクロ、メゾ、マクロのレベルに整理することができる。ミクロ・レベルは、個別事例へのアプローチである。SCと比べ、SSWでは教員への接触が多く、社会資源の活用を促すといったコンサルテーションの機能を発揮する。メゾ・レベルは、校内体制作りへのアプローチである。SSWの展開上で開催するケース会議が校内体制作りに貢献し、教員からの評価も高い。マクロ・レベルは、地域の子ども家庭相談体制作りへのアプローチである。ケース会議に外部の関係者を招いたり、地域の各種のカンファレンスに出向いたりすることは、個別事例の対応だけでなくSSWの環境整備、ひいてはSSWを広く認知させることに繋がる。

3. 門田光司氏(福岡県立大学、日本SSW学会会長)

SSWの配置形態は、活動の内容や課題と関係するため、その現状認識が重要である。SSWの環境整備は、運営協議会のあり方にかかわる。福岡県では、教育委員会に事務局を置いてSSW学会、SW会、PSW会の代表者で組織している。SVは、開始前では学校組織やSSWの役割に関する基礎研修、開始期では教員、児童生徒、PTA、関係機関との関係形成に関する専門研修、活動期では対応事例の選別やケース会議の開催、個別事例の対応に関する継続研修と段階的に行うことがのぞましい。福岡県では、福岡県スクールソーシャルワーカー連絡会をつくり、ピア、グループ、個別、ライブSVを行っている。

富島喜揮氏(四国学院大学) 当日欠席

[所 感]

1．研究面

SSW は教育問題や児童問題に限局しない視角をもち、福祉問題を広く照射するソーシャルワークの実践展開に新しい可能性を開く。現状では、戦前日本のMSWの開拓とも通じ合い、「福祉」を第一の目的としない二次機関のソーシャルワークの実践課題を見受ける。

2．教育面

多くの大学で開講する「医療ソーシャルワーク論」のように、ソーシャルワーク教育課程に明確な位置を与えるに相応しい内容がすでにある。また、SSW活用事業の動向を見ながら、また社養協会員校の方針を見ながら、養成認定事業を検討する必要がある。

3．福井県のSSW

県立大学として、福井県のSSWに対して日本SSW学会（協会）、社会福祉士会や精神保健福祉士会、教育委員会などとの協力を含めて、いかに寄与すべきか、課題である。

別添資料NO4



1. 本企画の背景と概略

日本社会福祉教育学校連盟社会福祉専門教育委員会は、昨今の社会福祉及びその教育を巡る社会的変動と危機状況に遭遇し、また他学会・専門職の教育改革の流れにも刺激されて、社会福祉専門教育における「コア・カリキュラム」に関する検討を重ね、その第1報を、2006年度全国社会福祉教育セミナーで報告した。今回は、その後のより精緻化した検討・作業の結果を、第2報として報告するものである。

そこで本企画では、コーディネーター兼報告者としての米本秀仁氏(社会福祉専門教育委員会委員長・北星学園)、北島英治氏(東海大学)、白川 充氏(仙台白百合女子大学)、戸塚法子氏(淑徳大学)、高山恵理子氏(上智大学)、塩村公子氏(東北福祉大学)らによる報告を中心に進められた。

2. 社会福祉専門教育における「コア・カリキュラム」の構想

以下、各報告について、要点を要約・報告する。

(1) 社会福祉専門教育という用語について

本報告における社会福祉専門教育とは、discipline としての社会福祉学教育と profession としての専門職教育(ソーシャルワーカー教育)を包括したものを指している。特に後者に強調点を置く。

(2) コア・カリキュラムの要素について

コア・カリキュラムの要素としては、到達(獲得)されるべき目標・その目標の水準・到達のために配置されるべき科目群・科目間の配当年次・配分時間・教授内容(目標・展開過程)・教授方法・評価方法と基準・担当教員適格性などが明示される必要がある。

(3) 社会福祉専門教育におけるコア・カリキュラムの構想とポイント

社会福祉専門教育のコア・カリキュラムは、社会福祉学教育のコア・カリキュラムと社会福祉専門職養成教育のコア・カリキュラムの二重構造になる。前者は後者よりも自由度において高いと想定できる。(尚、前者は後者の前提・基盤と位置付けられる。)

構想のポイントとしては、単に教科科目名を並べて組み立てればよいということではなく、そのカリキュラムによって何が到達されるべきかのエッセンスが組み立てられ、その到達目標に向けて科目が効果的に配置されることである。即ち養成校側が証明しなければならないのは、科目群の配置がなされていることではなく、それらの科目群の配置が到達目標を実現していることである。

(4) 社会福祉学コア・カリキュラム新構想について

新構想のポイントとして6点、及びそれぞれに関する具体例が提示された。配付資料では、A4で6頁にわたる報告であったが、以下には、6ポイントのみ紹介する。

社会福祉概念の定義・内包・外延およびその概念に関する理論的立場を表示するもの

社会福祉概念で構成される社会事象及びその事象を産み出す諸要因を表示するもの(社会福祉制度・政策領域)

社会福祉概念で包括される歴史事象を伝えるもの

社会福祉の対象を表示するもの

社会福祉対象への援助実践を伝えるもの

社会福祉の研究に関する方法を表示するもの

(5) 社会福祉専門職養成コア・カリキュラム新構想について

新構想では、社会福祉専門職養成の目標を「ジェネラリスト・ソーシャルワーカー」と定義し、その達成に必要な能力として5群13項目が挙げられた。各項目はさらに細項目に分けられ、そして各細項目毎に、知識、及び実践両面において習得が目指される能力が報告された。配付資料では、A4で22頁にもわたる膨大なものであるが、以下には、5群のみ紹介する。

- 1群・・・社会福祉専門職の基本に関わる実践能力
- 2群・・・理論的・計画的なソーシャルワークの展開能力
- 3群・・・多様な利用者へのソーシャルワーク展開能力
- 4群・・・実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力
- 5群・・・実践の中で研鑽・研究できる能力

3. 質疑応答：参加者からの意見

- ・ 案（新構想）は、余りにも広範囲である。誰もそれができると思っていないのではないか。最低限のアウトカムを決めるべきではないか。
- ・ 福祉文化・文化を問う姿勢が見られない。
- ・ 全体的に、ソーシャルワーカー側が一方的に、謂わば「施しをする」的な傾向が感じられる。
- ・ クライアント自身の力を把握するという視点が弱い。
- ・ クライアント集団の学習力の尊重が必要。
- ・ 貧困の条件を探究する視点が弱い。等

4. 感想

まず、同委員会のこれまでの精緻化の作業の努力に感服した。しかし、参加者からの意見にもある通り、その内容に関して、質量共に、学部教育ではかなり困難ではないかと感じた。ある程度精緻化したミニマムを定め、後は各大学・養成学校の独自性に委ねてはどうかと考える。

2日目午後の特別企画は「大学（短大）評価の基準の概要と評価の方法・成果について」という題名で、（財）大学基準協会、評価・研究部部長 工藤潤氏の講演を聴講した。

講演は2時間を要し、44枚のスライドを駆使して大学基準協会の紹介から始まり、大学評価の歴史、認証評価の基準、現在までの評価業務の実績、大学評価自体の改革、諸外国における状況や思想にわたるものであった。大学の認証・評価義務化後4年経過したが、既に初回評価を完了した大学は半数程度である。平成19年12月に独立行政法人整理合理化計画閣議決定により（独）学位授与・学位授与機構が業務を休止する時期と重なるため、来（平成19）年度は評価の希望校が輻輳し作業の混雑が懸念されることにも触れられた。なお、評価の問題は社会福祉教育にも該当するものの、本来大学全般に通じるもので、今回の話も、とくに社会福祉教育を意識したものではない。以下に講演の内容から2つの主要な論点について述べ、最後に出席者としての所感を記す。

1. 大学評価の改革。国内で大学評価が広く実施されるようになり、事跡が増えた結果、評価そのものに内在する問題点も明らかになってきた。ひとつが点検・評価の形骸化であり、もうひとつが、大学・評価者双方にとっての負担の増大である。形骸化の現れとして、点検・評価が改善に結びついていないことがある。その反省から、点検・評価の目的を明確にすること、教育目標と到達目標との関係を論理的に整理すること、客観的論拠にもとづいて記載すること等が推奨された。負担に関しては、評価項目と提出書類の過多が最大の理由なので、今後評価サイドでは質を落とすことなく量を減らす努力を行ってゆくとのことである。いずれにしても、大学にとって点検・評価は受け身のものではなく、主体的なPDCAサイクルの"C"のひとつと受けとめるべきものであろう。

2. 大学認証評価の実質化。大学を評価する作業は先進地である諸外国でも確立された統一的なものではなく、いまだに施行錯誤の過程にあるといつてよい。教育界の外から（例として中教審による「学士力」と、産業界からニーズと採算性に関する意見等が挙げられた）あるいはピアレビューや卒業生など中間関係者の評価や意見を活用しつつ、内部からの改善にむけた努力を統合すること、点検・評価と改革を一体として組織的に行えるよう、大学のシステムを準備することなどが求められた。

私見ではあるが、「点検・評価が行われ、報告書を作成するその行為自体」に由来する認証評価の意義は認める（換言すれば、「やらないよりは、やったほうがよい」）が、現行の大学評価に期待するものは少ない。評価を行う以前にまず、十分な時間をかけて「評価者」を養成すべきだったにもかかわらず、何の準備もなくトップダウンで全国一律に義務化したやり方とその根底にある発想が、大学評価の理想と相容れないと考えるからである。認証評価が本当に実効あるものであるには、講演にもあったようにボトムアップの意欲と努力が欠かせない。それこそが認証評価が義務化される以前に大学基準協会がめざしていたものと推察したが、その点には言及されなかったのが残念である。ただ、「どのような報告書を作成すれば、評価者にとって評価が容易になるか」に関しては貴重な助言が得られたと考える。

以上。

1. 全体の概要：

中国社会工作教育協会秘書長（ソーシャルワーク教育協会事務局長）の史柏年氏による講演「中国におけるソーシャルワーカーの養成教育の現状と課題」を聞き、その後、フロアからの質疑を受け、いくつかの論議があった。参加者は、40人程度で、中国人留学生の受け入れをしている社会福祉学部の教員の参加が多く見られ、今後、日本の国家資格は中国をはじめとする近隣諸国と互換性を持つようになるのかという点で関心を持っている教員が多かったようだ。

2. 史柏年氏による講演内容

(1) 中国におけるソーシャルワーク教育の歴史

中国のソーシャル・ワーク（「社会工作」：以下SWと略す）の歴史は、大きく二期に区分することができる。第一期は、1922年から1952年、中国におけるSW教育の生成と発展の時期である。1922年、アメリカのプリンストン大学の中国同窓会メンバーであったJohn S. Burgess（1833-1949）などの呼びかけにより、燕京大学に社会学部、SW専攻が設置された。以後30年、SW教育は、専攻の分布や学生規模、教員育成、カリキュラムの構築、実習などの面においてある程度の成果を挙げた。しかし、1952年に大学の学部調整により社会学、SW専攻は一時姿を消した。（国家背作との関係があるらしい）

第二期は、1985年から現在まで、SW教育の復興と発展の時期である。1985年9月、国家教育委員会は一般大学社会科学学部の科目修正に着手したことに始まる。12月には広州で開かれた大学教育改革シンポジウムで、一部の専門家がSW専攻の再建を提案した。これをきっかけに、SW学科を復興・再建させる共通認識が達成し、1988年、北京大学、吉林大学など、歴史のある四大学においてSW専攻が設置された。（しかし、吉林大学では、翌年、1989年に突然閉鎖された。原因は天安門事件の主要人物が吉林大学のSW専攻学科の教員であったからである）その後はSW教育関連の国際会議の開催や、社会団体としての中国SW教育協会が設立するなど、SW教育界と外部の協力・交流はますます頻繁になっていった。

1999年以降は、急速発展段階と位置づけられるほど、SW教育に注目が集まり、同時にSWの職業化も加速していった。SW教育の4年制課程が許可された大学数は、1999年以前は28校であったが、2000年以降急速に増え続け、2003年には152校、そして2007年には213校になった。

(2) 中国のSW教育発展の特徴

第一の特徴としての「後発快進」のメリットとデメリット：その他先進国に比べ、スタートは遅いが、発展は速いという意味である。「後発快進」のメリットは、他の国や地域のSW教育発展過程における経験や教訓を参考にし、回り道や間違いなどを回避できるということである。しかし、SWとは操作性と応用性が強く、様々な国や地域のその時の政治制度、経済水準、文化的特質、社会構造などの要因と密接に関連し、文化に対する敏感性と土着化経験（その国の文化として適応させること）が強調される分野である。しかし、中国のSW教育は30数年停滞後、わずか20年間で急速に発展したため、専門教育と実務経験を有した教師が不足する中で、教育カリキュラムを提供しなければならないという責務が加わった。そこで、SW専攻の教員たちは、先進国の文化的背景の下で生まれた理論

や方法を自国の文化に適合させて、吸収・改良する余裕がなかった。その結果、先進国と香港・台湾の経験をそのまま「輸入」し、急速に増加する人材育成教育に対応せざるを得なかった。

第二の特徴である「教育先行」の弊害：改革開放以後の中国では多くの社会問題が発生していた。それらを解決するためには、多くの社会福祉サービス部門で働くスタッフの専門的な訓練が必要とされた。これが中国のSWとSW教育の発展を促す基本的な要因であった。しかし、前述した歴史的な背景から、SWの理念や技術を実際の社会福祉サービスを展開する現場において実践する機会がないままに、SW教育の人材育成が専攻してしまっただ。つまり、政府機関や福祉サービス提供施設において、SW教育がSW実務に先行して行われてしまった。将来の発展という面で人材を育成することは悪いことではない。しかし、中国が「後発快進」型であり、きわめて短期間の中で急速に発展したために、中国SWが将来的に正しい発展を行うための的確な判断を下す余裕がなく、中国の生活や文化に適合した（土着化）中国の実際のニーズに合うSWの理論や方法、技術を形成することができなかつた。その結果「教育先行」によって育成されたソーシャルワーカーたちは、社会の中で適切なポジションを見つけられず、社会の要求に充分に対応できない可能性が高い。

（３）中国SW教育発展の成果

中国SW教育は、SW教育は、20年以上の発展を通じて、教員の充実、中国の実情にあうカリキュラム体系の成熟化、合理的な構造をもつ育成体系の形成、現場実習教育体系の強化、研究成果の蓄積、そして国内外の学術交流の活発化などの側面において著しい成果を挙げた。

また、中国のSW専攻が実践的な蓄積段階を飛び越え、教育からスタートしたことにより、専門的教育がSW発展の核心となり、専門的教育にはSWの構築という特殊な使命が与えられた。社会福祉従事者たちは、社会福祉専門制度の構築や人材育成に対する支援、またSW実践モデル構築に対する示唆的実戦経験の提供など、その社会発展とSWサービスに様々な貢献をしたといえる。

（４）中国SW教育の課題と選択肢

「国際基準」か「土着化」か：中国のSW教育は、「国際基準」に従うか「中国独自の文化や社会に適合した方法（土着化）」かの議論がある。中国SW教育は、その理論や知識、方法、技術などを先進国から「そのまま輸入」する形をとり、これらが中国に適應できるかどうかを試してみなかつた。しかし、国際基準で行った結果、しばしば衝突と矛盾が生じることが出てきた。そこで、中国の特色のあるSW知識体系を構築するべきという意見が出されている。この土着化は先進国のSW理論と方法を取り入れることに比べたら、さらに困難で長い過程であり、教育者と実践者による継続的な努力が必要である。

SW人材の育成は「ゼネラリスト」か「スペシャリスト」か：中国のSW教育はいま発達初期段階にあり、理論と方法の研究がまだ不足している。学生育成も多くは大学の学部と専門大学に止まっており、ミクロの問題よりもマクロレベルの社会問題がSWの介入をより必要としている。現状からは、中国のSW教育はゼネラリスト育成を目指すべきであることが示される。SW教育を受けた人が多様な仕事をこなすことができ、多様な社会的ニーズに対応できることが、SW人材の不足と社会問題の複雑性をもつ中国には不可欠なことである。

（５）中国におけるソーシャルワーカーの国家資格と卒後の進路

中国のソーシャルワーカーの国家試験：2006年に民事部と人事部が協議し、国家資格が

制度化し、2008年6月に初の国会試験が全国で実施された。視試験は、初級・中級・上級とあり、初級は日本の介護福祉士にあたるもの、中級は社会工作者（ソーシャルワーカー）、高級は専門ソーシャルワーカーである。初級に6万人強、中級に7万人強の合わせて14万人が受験し、初級は2万人（30%）、中級は4000人（10%以下）が合格した。

仕事：職場は主に、福祉施設（障害者、高齢者、女性など）と行政職（地方区、行政区、教育、司法、衛生など）がある。しかし、新たなポストを見つけるために、調査研究が行われている。

講演後の質疑応答：Q1：中国における社会福祉の課題は何か？ 高齢者問題：65歳以上の人口は、現在1億人からすぐに3億人になる。年金制度の対象となる都市戸籍の人は全人口の5割以下で、農村戸籍が過半数を超えるが、そのうち年金があるのは、10%のみである。以前は、相互扶助で成り立っていた農村戸籍の住民の生活は、相互扶助が機能しなくなった現在厳しい。（史氏）Q2：アジア型スタンダードを中国・韓国・日本で作る動きはどうなっているのか？現在三カ国の関係者が協議中であるが、国の制度の背景が大きく異なるので、すぐには難しい。（大橋先生）

3. 本学が友好提携している吉林大学のソーシャルワークコースの歴史的経緯

県立大学の看護福祉学部が友好大学として交流を行っている吉林大学のソーシャルワーク学科について、次のような事実がわかった。

1980年代、中国政府においてソーシャルワーカー（社会工作者）教育の必要性が検討され、1988年に、中国全国の有数な国立大学（吉林大学、北京大学、上海大学など）において、ソーシャルワーカー養成コースが創設された。そして、翌年から、全国に少しずつ、ソーシャルワーカーを養成する学科が増えていった。

吉林大学においては、1988年に哲学部がソーシャルワーク専攻を設置し、他専攻の3年次学生の一部を当コースに変更させた。しかし、1年後、コースは突然閉鎖された。その理由は、コース設置に中心的に関わった教官たちが、翌年の1989年6月に起こった天安門事件に深いかかわりを持ったとされ、逮捕されたからである。初めて本学部から吉林大学へ派遣された2003年、偶然であったが、哲学部の教官にお会いし交流をもった。そのときには、まだソーシャルワークコースは閉鎖されたままであった。その後、2006年頃から全国的に新たなソーシャルワーク学科が開設され、吉林大学にもソーシャルワークコースが設置されたとのことである。

本年度より社団法人日本社会福祉教育学校連盟がユニバーサル財団と共催する「日本・韓国の社会福祉を学ぶ大学院生・若手ソーシャルワーカーの交換研修事業」を、全国社会福祉教育セミナーに位置づけたプログラムである。当日は、韓国の大学院生・若手のソーシャルワーカー10名が日本に研修・視察で1週間滞在した最終日であった。このうち2名が韓国側の代表となり、また日本側から大学院生2名（日本ルーテル学院大学大学院・法政大学大学院）が日頃の研究・実践を報告発表した。テーマは、日本と韓国におけるソーシャルワーク実践の展望と課題である。本プログラムの参加者は、20名あまりで他と比べ若干少ないようであった。なお、「交換研修事業」は来年度、日本から韓国に10名を派遣する予定である。

[報告発表]

1. 黒川京子氏（日本ルーテル学院大学大学院）「野宿生活者の自立にかかわるソーシャルワークの研究」 黒川氏は、野宿生活者の緊急一時保護センターで2001年から2006年にかけて社会福祉士として支援にあたった経験がある。この支援の努力や本人の願望にもかかわらず野宿生活を脱することの難しさがある。氏は、ここに着目して一旦就労しても野宿生活に戻る人々に「聞き取り調査」を行った。そして、野宿生活者の就労支援に重点をおく現状に対して、自尊感情の回復を支援するソーシャルワーク研究が必要だとする。

2. キムウンジュウ氏（韓国浮浪者福祉施設連合会）「韓国の浮浪者・野宿者福祉の現状と課題」 韓国では、「浮浪者」への取り組みと、「野宿者」への取り組みがある。前者は、朝鮮戦争後にはじまり1970年以降、法制整備された。後者は、2003年に社会福祉事業法に条項がもり込まれた。前者は、中央政府、後者は地方政府の所管で、「浮浪者」の施設は37か所で生活支援的であり、「野宿者」の施設は130か所で緊急保護的である。しかし、実態的にふり分けは困難であり、多様なニーズへの法制整備と援助提供が課題だという。

3. 仁科恭子氏（法政大学大学院）「新しいコミュニティワークの担い手 老朽化した団地の高齢化に対応する」 高度経済成長期に大量供給された日本の郊外公共賃貸住宅では現在、住民の高齢化と単身化が著しく、福祉ニーズが高まっている。仁科氏は、1762戸の「団地」の調査から「社会関連性」の低さを明らかにしてコミュニティ崩壊の実態を指摘する。そして、UR賃貸常盤平団地の孤独死ゼロ作戦の取り組み（住民自治会）や、公団分譲三田団地のNPOコスモスの家の取り組み（デイサービスほか）などの意義が紹介された。

4. キムミンヒ（ソウル大学大学院修了）「韓国の住居福祉の展望と課題に関する考察」 韓国では、2002年に住宅普及率が100%に達し、居住の質的側面が住宅政策の重点課題として浮上し、劣悪な居住環境から身体的精神的な面で不利益をうける住居貧困層（独居老人、障害者世帯、母子世帯、失業者世帯等）が表面化した。とくに「住居政策」と「福祉政策」の役割分担と協力統合が目下の方向をなす。そして、「住居福祉」の展開には、地方自治体の実質中心となり地域特性をくみ、民間部門の参入促進で効率化をはかることが必要だとする。

[質疑応答] 3名の質問をめぐり、日本と韓国の事情について報告発表者が応答した。

[所感] 北東アジア儒教文化圏の経済発展国として日韓両国の大学（院）における福祉教育の在り方を比較検討することに関心をもった。

第3報

2008年度全国社会福祉教育セミナー テーマ「社会福祉専門職の職域拡大・待遇改善と社会福祉教育」 -いかに危機をのりこえるか-

1. 開催主旨

● 大学等における社会福祉教育をめぐる状況は、現在大きな危機的状況にあります。18歳人口の減少に伴う「大学全入時代」を迎えるとともに、景気回復や社会福祉のイメージ低下の影響から、福祉系の大学や専門学校での受験者・入学者数の減少は、深刻な実態となっています。

そのような状況下において、来年度から「高い実践力」を養成するための社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の新たなカリキュラムが開始されます。また、十分な「学士力」を保証する明確なカリキュラム・ポリシーやそれを達成するファカルティ・ディベロップメントなどの教職員の高い教育実践力と職能開発が求められています。

● このような時において、今年度の全国社会福祉教育セミナーは、「社会福祉専門職の職域拡大・待遇改善と社会福祉教育—いかに危機をのりこえるか」をテーマに掲げ、これらの危機的な状況を見据えつつ、社会の要請に応えるソーシャルワーカー等の質の高い養成教育のあり方、また、社会福祉専門職が、社会においてその能力を活かせる職域拡大・待遇改善のあり方について協議を行います。

社会福祉教育に携わる関係者の皆様の多くの参加をお待ちしております。

2. 主 催 (社)日本社会福祉教育学校連盟 第38回
(社)日本社会福祉士養成校協会 第7回
日本精神保健福祉士養成校協会 第3回
後 援 文部科学省、厚生労働省、(社)日本介護福祉士養成施設協会、
ソーシャルケアサービス従事者研究協議会

3. 開催期日 2008年11月8日(土)～11月9日(日) 2日間

4. 会 場

- 東海大学湘南キャンパス
- 教育交流懇談会会場「ロワジュールホテル厚木」

5. 参加対象

(社)日本社会福祉教育学校連盟・(社)日本社会福祉士養成校協会・日本精神保健福祉士養成校協会会員校の教員・大学院生(学部生)、社会福祉教育関係者等

6. 申し込み方法等 (詳細は各種お申し込みのご案内をご参照下さい)

①参加(宿泊)申込: 受付期間=2008年8月11日(月)~10月20日(月)
別添の申込書に記入の上、お申し込み下さい。

②参加費

お一人様 10,000円・大学院生 4,000円 (会員校の学部生も参加可: 無料)
(教育交流懇談会の参加費は別途=8,000円)

※基本的に2日間の全日参加とします。1日のみの参加費等の設定はありません。
(特別企画 日・韓交流プログラムのみ参加者は無料)

セミナープログラム

11月8日(土) (会場: 2号館2S-101教室)

12:00 受け付け開始 (2号館2S-101教室前)

12:45 学校連盟制作のソーシャルワーカーに係る啓発DVD上映

13:00 開会 あいさつ

13:20 基調講演

「学士課程教育への道 —学校教育機関を取巻く環境と使命—」

鈴木典比古氏 (国際基督教大学学長、財団法人大学基準協会常務理事)

14:30 休憩

14:45 シンポジウム

テーマ「社会福祉専門職の職域拡大・待遇改善と社会福祉教育—いかに危機をのりこえるか」

コーディネーター 市川一宏 (社養協副会長、ルーテル学院大学学長)

シンポジスト

●諏訪 徹氏 (厚生労働省社会援護局総務課社会福祉専門官)

●藤井賢一郎氏 (日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授、元三菱総合研究所医療福祉システム部社会保障研究チームリーダー)

●武居 敏氏 (社会福祉法人聖隷福祉事業団常務理事、常務執行役員)

コメンテーター

大橋謙策 (学校連盟会長、日本社会事業大学学長)

白澤政和 (社養協会長、大阪市立大学大学院教授)

谷中輝雄 (精養協会長、仙台白百合女子大学教授)

17:30 終了・移動

19:00 教育交流懇談会 「ロワジュールホテル厚木」

11月9日(日) 9:30~12:30 分科会 (会場: 6号館)

※ 9日の分科会・特別企画の分科会は、各一つの参加になります。他への参加はできません。
申込書にて参加を希望する分科会を記入してください。

分科会のテーマおよび内容

分科会No	テーマ(担当者)	主な内容
第1分科会 6号館A棟2階 6A-201教室	社会福祉専門職員養成教育における初年次教育の実践的課題 コーディネーター 武田加代子(天理大学) 坪井 真(長野大学) 発題者 山下匡将(名古屋学院大学) テーマ: 初年次の学生の意識から 山田裕子(同志社大学) 丸山 晃(十文字学園女子大学) テーマ: 基礎ゼミのあり方 村山くみ(松本短期大学) テーマ: 社会福祉への導入科目のあり方《福祉入門演習の展開として》	この分科会では、昨年度は初年次教育の実態調査を踏まえて、その課題を整理しました。今年度は、教育を行う大学側の授業への取り組みに関する分析だけではなく、それらのプログラムで学ぶ学生の意識調査結果も踏まえた上で、初年次教育実践としてどういう取り組みがありえるのかを研究協議してみたいと考えています。 ①初年次の学生の意識調査から ②基礎ゼミの在り方 ③オリエンテーション《合宿》の目的とプログラム ④社会福祉への導入科目のあり方
第2分科会 6号館A棟1階 6A-102教室	社会福祉相談援助演習の課題と展望 【社養協: 社会福祉援助技術教育に関する委員会理論・演習部会】	社養協では、これまで社会福祉援助技術教育カリキュラムの中の科目「(社会福祉援助技術演習)」の位置づけを整理し、演習の目的を明確にした上で、演習カリキュラムの枠組みとキー概念を設定し、その展開過程に基づき、具体的目標の達成方法について企画、実施、その手順などを作り上げる作業を行ってきた。 これまでの検討結果を踏まえて、演習について一つのカリキュラム案を提示するとともに課題と展望について協議する。
第3分科会 6号館A棟1階 6A-103教室	社会福祉相談援助実習の課題と展望 【社養協: 社会福祉援助技術教育に関する委員会実習教育部会】	社養協では、これまで社会福祉援助技術現場実習のあり方について検討をおこなってきた。 今回の法改正は、社会福祉士の「実践力」を高めることを意図の一つとして行われたといっても過言ではない。その実践力を高めるために、対人援助専門職養成にとって重要な養成方法の一つである「実習」の在り方について、これまでの検討結果を踏まえて、実習教育・指導に関するスタンダードを提示するとともに課題と展望について協議する。

<p>第4分科会</p> <p>6号館A棟1階 6A-116教室</p>	<p>大学院教育の現状と課題—大学院調査報告と学位授与に関する課題—</p> <p>コーディネーター 高橋重宏(東洋大学) 発題者 大友信勝(龍谷大学) 太田義弘 (関西福祉科学大学大学院) 小笠原浩一(東北福祉大学) 室田保夫(関西学院大学) 栃本一三郎(上智大学)</p>	<p>社会福祉系大学院については、入学者の減少、博士号授与等いくつかの問題が従来から指摘されている。</p> <p>そこで、本部会では、①継続して実施してきた大学院に対する調査について、昨年度修了生についての調査結果を報告し、②学位授与の問題や課題について再検討を行い、③大学院における教育研究指導体制のあり方を再考する。</p> <p>また、修士・博士前期と博士後期課程のアクレディテーション作成に向けて経過報告を行う。</p> <p>フロアから大学院教育における問題点等の意見をもらい、フロアとともに今後の大学院教育を再検討したい。</p>
<p>第5分科会</p> <p>6号館A棟1階 6A-115教室</p>	<p>日本社会福祉教育学校連盟 教育水準向上のためのガイドラインの策定</p> <p>コーディネーター 高山恵理子(上智大学) 発題者 塩村公子(東北福祉大学) 戸塚法子(淑徳大学) 北島英治(東海大学)</p>	<p>社会福祉士制度の見直しの過程において問われたことの一つに、社会福祉教育のアカウントビリティの問題があった。</p> <p>社会福祉教育が単に教育側の利害と都合によって運営されるのではなく、誰に対してどのような責任を負って教育しなければならないのか、そこでの目標と過程はどのようなものにならなければならないのか、という諸々の問いは「教育倫理」の問題である。</p> <p>専門教育委員会は、このたび、学校連盟から付された課題として「日本社会福祉教育学校連盟教育倫理規程(案)」を策定したので、広く協議をお願いしたい。</p>
<p>第6分科会</p> <p>6号館A棟1階 6A-114教室</p>	<p>新カリキュラムへの対応と今後の精神保健福祉士養成への展望—専門科目の教育内容はどうかあるべきか—</p> <p>コーディネーター 岩崎 香(順天堂大学) 発題者 住友雄資(高知女子大学) 中村和彦(北星学園大学) 青木聖久(日本福祉大学)</p>	<p>精神保健福祉士国家試験も10回を数え、総数4万弱の合格者を輩出したことになる。また、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、新たな共通科目が設定されるに至った。各養成校は新カリキュラムへの対応に追われているが、PSWの職域拡大が語られている半面、学生の福祉離れ等、厳しい状況も報告されている。</p> <p>そうした現実を見据えながら、今回のカリキュラム改定や、今後見直しが予定されている専門科目の教育内容に関して、踏み込んだ議論を行うことができればと考えている。</p>

<p>第7分科会</p> <p>6号館A棟2階 6A-215教室</p>	<p>短期大学・専門学校における社会福祉教育</p> <p>コーディネーター 梅原基雄(淑徳短期大学)</p> <p>発題者 竹沢喜心(京阪奈社会福祉専門学校) 山田 明(日本福祉教育専門学校) 武田康晴(華頂短期大学) 川田功二(社会福祉法人 幸生会)</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、「高い実践力」の養成ということを目的として社会福祉士受験資格取得のための教育内容が大幅に変更された。</p> <p>これを受けて、社会福祉専門職を養成している短期大学・専門学校の教育カリキュラムの見直しも余儀なくされている。</p> <p>本分科会では、社会福祉教育とはどうあるべきかを検討するとともに、今回の法改正の適否についても問うものである。</p>
<p>第8分科会</p> <p>6号館A棟2階 6A-202教室</p>	<p>社会福祉教育における高大連結の方向と課題</p> <p>コーディネーター 田村真広(日本社会事業大学)</p> <p>発題者 中野伸彦(長崎ウエスレヤン大学) 原田正樹(日本福祉大学) 辻本智加子(大阪市立淀商業高等学校)</p> <p>コメンテーター 矢幅清司(文部科学省)</p>	<p>本分科会(テーマ)は、前回に引き続いての企画である。前回は、大学等と高校の社会福祉教育の実態が必ずしも相互に理解されているとはいえない現状から、「高大連携をめぐるこれまでの取り組みと課題」「高校福祉科の将来性と高大連携にむけた課題」「教科「福祉」の教員養成の現状と課題について」の報告を受け、高大が連携していく方向性とその課題の一端を探った。</p> <p>今年度は、各会員校での高大連結の取り組み事例等も踏まえつつ、検討を継続していきたい。</p>
<p>第9分科会</p> <p>6号館A棟2階 6A-203教室</p>	<p>「スクール(学校)ソーシャルワーク課程(仮称)」設立に向けて—教育領域におけるソーシャルワーカーの任用推進をめざして— 【社養協：スクール(学校)ソーシャルワーカー養成関連事業企画準備委員会】</p>	<p>文部科学省は、今年度からスクールソーシャルワーカー活用事業を約15億円の予算で、全国141地域で開始している。このような動向を踏まえ、社養協では、「スクール(学校)ソーシャルワーカー養成事業企画準備委員会」において、関係団体の代表者が参加し、「スクール(学校)ソーシャルワーク課程(仮称)」について検討してきたところである。</p> <p>本分科会では、この養成課程案の内容について協議するとともに、教育領域において、いかにソーシャルワーカーの任用を推進し、また社会の要請に応えるスクール(学校)ソーシャルワーカーの養成を図っていくかについて検討したい。</p>

11月9日(日) 13:30～ 特別企画等 (会場：6号館)

I 13:30-16:30 (6号館B棟1階6B-101教室)
 社会福祉教育におけるコア・カリキュラムの構想(第2報)
 2006年度全国社会福祉教育セミナーにおける特別企画として「コア・カリキュラム」の構想を報告した。その骨子は、社会福祉教育においては、disciplineとしての「社会福祉学」と professionとしての「社会福祉専門職養成教育」は、別性格のコア・カリキュラムとして構想される必要があるというものであり、前者においては7項目、後者においては5群13項目の柱を作成した。本

企画は、その後の動向、つまり文部科学省の「学士力」の考え方、日本学術会議の各学術領域におけるコア・カリキュラムの考え方にも注目し、社会福祉教育におけるコア・カリキュラムの構想を一層深化させた形で第2報を報告し、議論を深めたいと考える。

II 13:30-15:30 (6号館A棟1階6A-109教室)

「大学(短大)評価の基準の概要と評価の方法・成果について」

財団法人大学基準協会評価・研究部 部長 工藤 酒氏

大学・大学院の設置認可が認可制から届出制へと大きく移行しており、教育の「質の保証」のための「事後評価」(=認証評価)のあり方が問われている。日本社会福祉教育学校連盟加盟校においても、この数年で第三者評価を受ける大学等が相当数見込まれている。

そこで本企画では、わが国の大学評価の中核的評価機関である大学基準協会における大学(短大)評価の基準の概要と評価の一連の方法、成果等についてガイダンスしていただき、今後の社会福祉教育の質を高めるための一助としたい。

III 13:30-15:30 (6号館A棟1階6A-110教室)

「中国におけるソーシャルワーカーの養成教育の現状と課題」

中国社会工作教育協会秘書長 史 柏年氏

中国においては、本年6月に国家資格の一級・二級社会工作者の全国統一試験が初めて実施され、約14万人が受験をしている。中国社会工作教育協会の史秘書長をお招きし、中国におけるソーシャルワーカー養成教育の現状と今後の展望と課題、ソーシャルワーカーの社会的役割などについてお話しいただくとともに、今後の日・中交流の可能性を探ることとする。

IV 13:30-16:30 (6号館C棟1階6C-102教室)

「日本と韓国におけるソーシャルワーク実践の展望と課題」 定員50名

(日・韓ソーシャルワーカー・大学院生交流プログラム)

本年度から、日本・韓国の社会福祉を学ぶ大学院生・若手のソーシャルワーカーの交換研修事業が開始された(ユニバーサル財団と共催)。本プログラムは、その一環として行われるものである。日本に研修・視察に訪問している韓国の大学院生・若手のソーシャルワーカー(10名の予定)と、日本の大学院生が交流を通して、両国のソーシャルワーク実践や社会福祉の教育や研究の現状や今後の展望について、活発に意見交換する場としたい。

*交換研修事業は、来年度日本から韓国に派遣(10名)の予定

その他

- 公立大学協会社会福祉学系部会連絡会 9日(日)14時～ (6号館A棟2階6A-218教室)
- 社養協東海北陸ブロック連絡会 9日(日)12時30分～ (6号館A棟2階6A-216教室)
- 学校連盟東北ブロック連絡会 9日(日)12時30分～ (6号館A棟2階6A-217教室)

- クローク(9日のみ) 6号館C棟1階6C-104教室
- 休憩室(9日のみ) 6号館A棟1階6A-111教室、6号館A棟2階6A-211教室

- 書籍、教材紹介 8日 2号館2S-101教室前
- 9日 6号館A棟1階6A-101教室

日本社会福祉教育学校連盟
大学院 加盟審査基準の検討資料

関西福祉科学大学 大学院 太田 義弘

I 大学院加盟基準の検討

- 1 大学院加盟基準検討の意義
 - (1) 設置認可後の放牧状態への自己規制
 - (2) 隣接領域との複合化による多様・霧散化への指針
 - (3) 社会福祉学（ソーシャルワーク）担当教員組織の強化
 - (4) 社会福祉系大学院としての固有な研究指導体制の改善と評価
 - (5) 社会福祉系大学院としての教育水準の改善と維持
 - (6) 社会福祉系大学院としての研究水準の改善と維持
- 2 大学院加盟基準検討の目的
 - (1) 加盟大学院の自己点検
 - (2) 加盟大学院としての努力目標を提示
 - (3) 加盟大学院の評価
 - (4) 加盟大学院の再審査→アクレディテーション
- 3 大学院加盟基準検討の方法
 - (1) 博士前期（修士）課程と博士後期課程とを分離して検討
 - (2) 博士前期（修士）課程を中心に博士後期課程を併合して検討
- 4 大学院加盟基準検討の手法
 - (1) 博士前期（修士）課程は、カリキュラム・ガイドラインその1を参考
および 専門職大学院でのアクレディテーション・ガイドラインを参考
 - (2) 社会福祉セミナー分科会での意見の聴取
 - (3) 加盟大学院への調査
 - (4) 本委員会での協議
- 5 加盟基準の内容
 - (1) 研究科 あるいは 専攻としての適合性（社会福祉学・ソーシャルワークとして）
 - (2) 教員組織
 - (3) 専任教員の配置
 - (4) 専任教員の資質と適合性
 - (5) 教育課程の構成
 - (6) 審査内容および方法
- 6 今後の検討方向
 - (1) 上記事項への共通理解を協議
 - (2) 加盟基準の内容についての検討

日本社会福祉教育学校連盟 大学院 加盟審査基準および審査手続きの検討（案）

I 加盟審査基準（博士前期課程＋博士後期課程）

1 大学院が本連盟に継続（新規）加盟する基準

(1) 研究科としての特性

社会福祉学研究科体制を基準に隣接関連研究科の適合性の審査

(2) 教員組織 社会福祉学研究科体制に準じ 3名以上の社会福祉学を専攻する専任教員を含む6名以上の専任教員で構成

(3) 専任教員の配置

A群担当教員2名（必置）含みB群担当教員1名の3名以上で担当領域が分担されていること

(4) 専任教員の資質と研究指導の適合性

社会福祉学を専攻する教員を含み3名以上の教授で構成され、研究指導教員は、MO合（博士前期課程）およびDO合（博士後期課程）の教員審査基準（文部科学省大学設置審議会社会福祉学専門委員会）を満たし、専攻分野に適合した学術研究業績と教育・研究経験を有すること

(5) 教育課程の構成

博士前期課程カリキュラム・ガイドラインの例示のA群科目（必修）を中心に、B群を重視しつつ提供科目の6割が例示科目に該当あるいは読み替えられる科目であること

(6) 継続加盟審査および新規加盟審査の内容と方法

各研究科の概要を記載した審査申請書および個人調書に基づき目的、特色、教育課程、担当科目、業績、加入学会、学位（取得大学）などから適格性を審査し、新規加盟時に続き以降5年ごとに審査を受けること

*専攻の場合の審査は、3名以上の社会福祉学を専攻する専任教員で構成されていること、課程および教員の資質や適合性についても上記に該当すること

II 加盟審査方法

1 新規加盟審査

2 継続加盟審査

(1) 5年毎に継続審査を受けるものとする

III 加盟審査委員会の設置

1 大学院教育検討委員会にて加盟審査委員会の設置と構成原案を作成する

2 理事会の承認を得る

以 上

大学院教育検討委員会での検討課題（素案）

I 近年の検討経緯

- 1 専門職大学院でのアクリディテーション・ガイドライン
- 2 博士前期（修士）課程カリキュラム・ガイドライン
- 3 ソーシャルワーク教育の理念
- 4 博士後期課程の問題と教育課程
- 5 博士前期（修士）課程の問題と検討課題

II 博士前期（修士）課程での検討課題

- 1 社会福祉学系大学院の迷走から固有性と特質の確立
- 2 「カリキュラム・ガイドライン」による教育課程の点検
- 3 学校連盟としての修士・博士前期課程のアクリディテーションの検討
- 4 人材養成への教育・研究の理念と目的の明確化
- 5 大学院修了資格の効力問題
- 6 「専門社会福祉士」制度の検討
- 7 6年制ソーシャルワークの検討（4年制／学部教育後期2年と連動）の検討
- 8 その他

III 博士後期課程での検討課題

- 1 博士後期課程における「教育課程」問題の検討
- 2 社会福祉系大学院としての教育・研究水準の維持
- 3 博士後期課程におけるアクリディテーションの検討
- 4 研究指導体制の問題
- 5 学位授与状況と審査方法及び水準
- 6 教育研究者養成への教育方法の課題
- 7 滞留学生の指導と収拾への検討
- 8 その他

IV 教員組織と運営の検討課題

- 1 社会福祉学（特にソーシャルワーク）へのアイデンティティ問題
- 2 博士前・後期課程担当科目と教員資格のガイドラインの共有
- 3 学部教員組織に依拠した構成と運営の問題
- 4 大学院組織としての人事と運営の課題
- 5 教員資質と専攻科目担当者養成方法の再認識
- 6 学位取得への再チャレンジ方法の検討
- 7 大学院研究科の自治と恣意性がもたらす混乱

8 その他

V 学生受入れへの検討課題

- 1 受験生の減少と入学定員の不充足
 - 2 入学選考方法の安易化の問題
 - 3 学生の質的低下への対応
 - 4 他学部出身学生の受入れへの対応
 - 5 社会人学生の受入れへの対応
 - 6 外国人学生の受入れへの対応
-
- 7 カルチャー教室化の問題
 - 8 その他

別添資料NO4

山下報告1

SSWを必要とする背景

1986年 所沢市(98年まで)
 1995年 スクールカウンセラー活
 用事業
 2000年 赤穂市、結城市
 2001年 香川県
 2005年 大阪府
 2006年 兵庫県、滋賀県
 2007年 茨木市、群馬県、
 熊本県
 2008年 スクールソーシャルワー
 カー活用事業

A. 学校における児童問題 の多発

校内暴力、不登校、いじ
 め、学級崩壊、行動上の
 問題、児童虐待

B. 従来の方策の効果 生徒指導、教育相談、ス クールカウンセラー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、
 児童生徒の問題行動等については、極め
 て憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな
 問題である。(活用事業趣旨)

山下報告2

SSWを必要とする根拠

A. 学校へのSWにおけるエ コロジカル(包括的)視点 の導入

B. 問題(関係機関)の多様 化及び複雑化に伴う調 整・仲介機能に対する ニーズの顕在化

こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景
 には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友
 人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれて
 いる様々な環境に着目して働き掛けることがで
 きる人材や、学校内あるいは学校の枠を超えて、
 関係機関等との連携をより一層強化し、問題を
 抱える児童生徒の課題解決を図るためのコー
 ディネーター的な存在が、教育現場において求
 められているところである。

このため、教育分野に関する知識に加え、社
 会福祉等の専門的な知識や技術を有するス
 クールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱え
 た児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた
 環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネット
 ワークを活用したりするなど、多様な支援方法
 を用いて、課題解決を図っていくこととする。(活
 用事業趣旨)

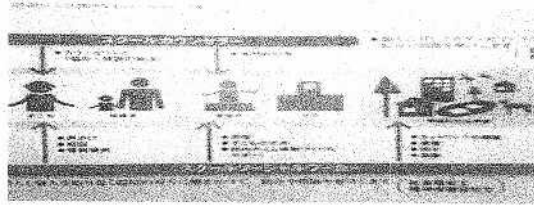
山下報告3

SC

- ・心理学
- ・個人の内面の葛藤
- ・個人の変容

SSW

- ・福祉学
- ・個人と環境の不適合
- ・生活の質の向上



山野報告1

[ミクロ・レベル](SSW)

個別事例へのアプローチ

- ◆子ども・家族への面談、訪問
- ◆教師への支援
- ◆資源活用



SSWの活動は、教員への接触が多い。SCの活動では、本人23%、保護者29%、教員48%に接触するのに対し、SSWの活動では本人8%、保護者9%、教員75%に接触する。

SSWの活動の結果、児童相談所や福祉事務所など外部資源への相談率が高まる。SSWは有効であるとする教員は、86.9%にのぼる。
(大阪府2005、2007、2008年)

山野報告2

[メゾ・レベル](SSW)

校内体制作りへのアプローチ

- ◆校内ケース会議の開催
- ◆研修会の開催



校内ケース会議は、SSWのアセスメント・プランニングに不可欠であり、同時にフィールド開拓の契機となる。しかも、校内体制作りには大きく寄与し、教員からの評価が高い。SSWが有効だとする教員の62.2%が、個別事例の対応をあげ、ついで25.5%が校内体制作りをあげる。ちなみに、2006年ではSSW配置校では194回(16回/月)のケース会議が開催された(大阪府教委)。1校につき月2~4回の開催だという。

山野報告3

[マクロ・レベル](SSW)

市子ども家庭相談体制作りへのアプローチ

- ◆連携ケース会議の開催
- ◆市ネットワーク会議へ参加
- ◆市相談体制への関与



行政地域の子ども家庭相談体制作りには、SSWが個別事例の対応を通じて貢献することは、それ自体のバックアップ体制の確立につながる。具体的には、校内ケース会議に行政ワーカーや保健師、ヘルパーほかを招聘する。また、要保護児童対策地域協議会など多様な連携会議に参画する。大阪府では、SSWの地道な活動が評価を受け、各市が配置をきめ、国の事業につながった。以上でも、教育委員会との関係を円滑にすることは、重要である。

門田報告1

SSWの配置形態

- ①指定の小・中学校配置型(週1, 2回程度)
→SCとの役割分担が課題
- ②人口が多い教育委員会配置型
→継続事例の対応が困難、巡回助言
- ③人口が少ない教育委員会配置型
→個別事例の対応、地域連携の支援

門田報告2

〔SSWの環境整備〕

教育委員会に運営協議会を設置し、事業内容や支援体制を協議する。

〔SV体制の課題〕

◆開始前

基礎研修(学校組織、SSWの役割等)

◆開始期

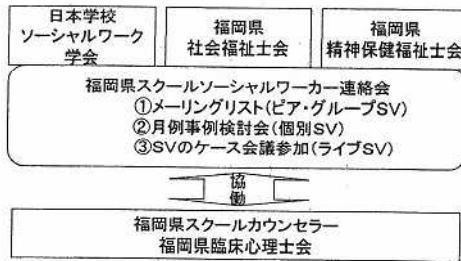
専門研修(関係形成:教員、児童生徒、PTA、関係機関等)

◆活動期

継続研修(対応事例の選別、ケース会議の開催、個別事例の対応等)

門田報告3

SSWのSV体制(福岡)



資料(門田報告)

SSWの役割

小・中学校
校外活動
を支援する

スクールソーシャルワーカー(SSW)

支援を要する
児童青少年の支援

○ケース会議のコーディネート
○教育支援の計画と実行
○保護支援による対応方針

福岡県のSSWに期待される事例の一例

生活保護への要致
児・養育児童・児童の救

離婚・虐待中
父 40歳 母 27歳 恋人 17歳

小・中学校
次男(11歳)
小生5年
通称・次女(9歳)
食事・衣服・
入浴・不規則

長男(13歳)
中2年
学業
実業体験